

広島市成年後見利用促進センター運営事業実施要領（案）新旧対照表

令和 3 年 3 月 3 1 日照会案	今回の案
（趣旨） 第 1 条 この要領は、広島市成年後見制度利用促進事業実施要綱第 7 条に規定する、中核機関の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。 第 2 条～第 4 条 （略） （センターの業務） 第 5 条 センターは、次の各号に掲げる業務を行うものとする。 （1） 広報業務 ア 制度及びセンターの広報 イ 市民に対する講演会・セミナーの企画・実施 ウ 地域団体、専門職団体、医療機関及び金融機関などの関係者に対する研修会又は勉強会の企画・実施 エ 関係機関等との連携による効果的な広報の実施 （2） 相談業務 ア 制度の利用に関する市民からの相談に対応できる体制の整備 イ 地域包括支援センター等相談支援機関からの相談に対応できる体制の整備 ウ 弁護士会、司法書士会及び社会福祉士会等とのアドバイザー契約に基づくケース検討会議へのアドバイザー派遣及び必要に応じたケース検討会議への参加 エ 適切な関係機関へのつなぎ、制度以外の支援方法の検討 （3） 制度利用促進業務 ア 市民後見人養成研修及び市民後見人バンク登録者等への継続的な研修 イ ネットワークの拡充・強化及びネットワークの活用によるチームへの後方支援 ウ 協議会への参加及び企画提案 エ 市長申立て事件に限定した本人の意思決定支援及び適切な後見人等候補者 _____ の推薦のための受任者調整 オ 日常生活自立支援事業等関連制度からのスムーズな移行 （4） ____ 後見人 __ 支援業務 後見人等、 _____ 市民後見人 _____ として選任された後の定期的な面談及び相談対応などの支援 （5） その他広島市が必要と認める業務 附則 この要領は、令和 __ 年 ____ 月 __ 日から施行する。 _____	（趣旨） 第 1 条 この要領は、広島市成年後見制度利用促進事業実施要綱第 8 条に規定する、中核機関の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。 第 2 条～第 4 条 （略） （センターの業務） 第 5 条 センターは、次の各号に掲げる業務を行うものとする。 （1） 広報業務 ア 制度及びセンターの広報 イ 市民に対する講演会・セミナーの企画・実施 ウ 地域団体、専門職団体、医療機関及び金融機関などの関係者に対する研修会又は勉強会の企画・実施 エ 関係機関等との連携による効果的な広報の実施 （2） 相談業務 ア 制度の利用に関する市民からの相談に対応できる体制の整備 イ 地域包括支援センター等相談支援機関からの相談に対応できる体制の整備 ウ 弁護士会、司法書士会及び社会福祉士会等とのアドバイザー契約に基づくケース検討会議へのアドバイザー派遣及び必要に応じたケース検討会議への参加 エ 適切な関係機関へのつなぎ、制度以外の支援方法の検討 （3） 制度利用促進業務 ア 市民後見人養成研修及び市民後見人バンク登録者等への継続的な研修 イ ネットワークの拡充・強化及びネットワークの活用によるチームへの後方支援 ウ 協議会への参加及び企画提案 エ 市長申立て事件に限定した本人の意思決定支援及び適切な後見人等候補者 <u>（市民後見人に限る。）</u> の推薦のための受任者調整 オ 日常生活自立支援事業等関連制度からのスムーズな移行 （4） <u>市民</u> 後見人等支援業務 _____ 広島市市民後見人候補者バンク登録者が後見人等として選任された後の定期的な面談及び相談対応などの支援 （5） その他広島市が必要と認める業務 附則 この要領は、令和 <u>3 年 1 0 月 1 日</u> から施行する。<u>ただし、第 5 条第 3 号及び第 4 号の規定は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。</u>